

## コンテナ総重量のシステム導入にかかる方針について

---

「届出・登録者\*」

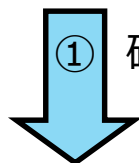


「それ以外の事業者」



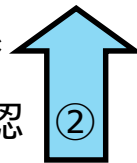
届出・登録者がデータ連携基盤に入力を届出・登録者以外の事業者に依頼する場合、コンテナ総重量を記載した資料及び事業者情報を、依頼事業者に送付

\*届出・登録者  
: 届出荷送人又は登録確定事業者を指し、これらコンテナ総重量を確定する事業者は、事前に国交省へ届出又は登録が必要



① 確定したコンテナ総重量 (VGM) の入力\*\*

届出・登録者、VGMの確認



\*\*届出・登録者以外の事業者が入力する場合、届出・登録者の事業者情報も入力

「ID情報」に含まれる法人名及び届出・登録番号を活用して、入力が「届出・登録者」であるかどうかを確認

## 港湾関連データ連携基盤

(届出・登録者 (法人名、届出・登録番号) を基盤内で共有)

届出・登録者の新規追加等があった場合は  
随時、国交省にて更新



国土交通省

### 施策の有効性

- リンクした届出・登録者情報とVGM情報の適切な伝達。
- 署名、記名押印を要さず、VGMの伝達が可能。
- 入力IDと届出・登録者の情報を紐付けさせることで、無駄な情報入力が不要。

### 【今後の対応】

- ✓ 2020年末の連携基盤構築前にVGMの電子的な情報伝達を可能にするべく、関係法令等を改正

# 【参考】国際海上輸出に係るコンテナ総重量確定(VGM: Verified Gross Mass)の明確化

## 背景・必要性

### コンテナ船の急速な大型化

- ・コンテナ貨物の総重量の誤申告に起因すると思われる荷崩れ事故発生
- ・2017年に2万個積メガコンテナ船が就航

### IMO(国際海事機関)における規制強化



コンテナ荷崩れ

- ・2014年11月 コンテナ重量確定方法の明確化を内容とするSOLAS条約の改正採択(→2016年7月発効)

#### 【改正内容】

- コンテナに収納して貨物を運送する場合、荷送人はコンテナの総重量を確認し、船長に報告しなければならない。
- コンテナの総重量の計測方法は以下のいずれかの方法による。

#### 方法① 重量測定



#### 方法② コンテナ内貨物等と自重の合計を算出



+



+



国が決定した計測方法、承認方法等「コンテナ重量検証の構築」が必要

## 国内対応

### 【輸出コンテナの重量計測を確実なものとするための制度構築】

## 2016年4月、国土交通省令(特貨則・危規則)の改正及びガイドライン・マニュアルの整備を実施済

- ◆ 自らコンテナ総重量を確定させる荷送人は、予め国土交通大臣へ届出 **【届出荷送人】**
- ◆ 荷送人に代わり重量確定を行う第三者は、国土交通大臣の登録を受けた者 **【登録確定事業者】**
- ◆ 各者に**業務実施手順書**の作成・備え付けを義務化
- ◆ 器差±5%以内の計量器・特定計量器の使用を義務付け 等

※2019年6月18日時点の届出・登録状況  
届出荷送人 : 3696者  
登録確定事業者 : 1452者